

令和8年度 浪速区文化スポーツ振興事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

大阪市浪速区では、地域文化の向上を図り、区民誰もが楽しめる、生涯スポーツ事業や文化事業等を通じて、幅広い世代の区民が相互に交流を深め、それぞれの協働による地域コミュニティの形成を促進する事業の委託に向けて企画提案を公募します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

- 第1章 事業目的・委託業務について
- 第2章 応募について
- 第3章 選定について
- 第4章 契約、その他について
- 書類様式

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号 浪速区役所6階
浪速区役所市民協働課（担当：記田・岸本）
TEL 06-6647-9743 FAX 06-6633-8270
E-MAIL tj0002@city.osaka.lg.jp
ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/index.html>

第1章 事業目的・委託業務について

1 事業の目的

- ・浪速区においては、転入・転出率が非常に高く、人口流動が激しく、外国人住民や単身世帯の若年層の割合が非常に高いという区の状況を分析し、それぞれの協働による地域コミュニティの形成を促進すること。
- ・事業の企画運営段階から、新たな団体等（区民、地域活動団体、N P O、企業、行政など）が参画できる仕組みを構築したうえで、積極的にアプローチするなど、本事業を機に、さまざまな主体が多様に協働するマルチパートナーシップの形成を促進すること。
- ・若年層や子どもを含むすべての区民が、「人と人とのきずな」地域における「つながり」を感じることができることを促進すること。
- ・これまで地域活動への関わりが薄かった人たちが関心を持ち、生涯スポーツ事業や文化事業等を通じて市民相互の交流を行うことができるまちづくりの推進に寄与すること。

2 委託業務

（1）委託上限金額

本業務委託金額は、金4, 038, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とします。

（2）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（3）業務内容等（※詳細は別紙仕様書参照）

（4）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払います。

（5）再委託について

ア 令和8年度浪速区文化スポーツ振興事業業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。

才 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

（6）その他

原則として提案いただいた事業内容としますが、本市との協議により修正していただく場合があります。

3 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内 容
令和8年	1月16日	金	公示・募集開始
	1月23日	金	質問受付期限（午後5時30分まで）
	1月30日	金	質問回答公表
	2月2日 ～2月6日	月～金	公募型プロポーザル参加申出書類提出受付 (土・日除く、午後5時30分まで)
	2月13日（予定）	金	参加資格決定通知発送
	～2月20日	金	企画提案書類受付
	3月3日	火	選定会議（書類審査・プレゼンテーション審査）
	3月上旬	—	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	4月1日	水	契約締結 令和8年度委託事業開始

第2章 応募について

1 参加資格

次の要件の全てに該当し、浪速区役所の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

（1）法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。国・地方公共団体は除く。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当しない者であること。

（4）納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

（5）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候

補者を含む) または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(6) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 代表者を含む構成員は、それぞれに単独もしくは他の共同体の構成員として応募することはできない。

2 質問事項について

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、令和8年1月23日（金）午後5時30分（厳守）までに電子メールにて「件名」の始めに「【質問】」と明記して募集要項表面記載のアドレスまで送信してください。電子メール以外による質問は受け付けません。

回答は、令和8年1月30日（金）に大阪市ホームページ（浪速区）にて公表します。

3 応募に必要な書類

（1）公募型プロポーザル参加申出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）午後5時30分までに（本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）次の書類を浪速区役所市民協働課に持参してください。

（郵送及び電子メール、FAXなど不可）

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（様式2）
- ② 業務実績調書（団体の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式は問わない）
- ③ 申出内容誓約書（様式3）
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿（写し可）
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書又は確定申告書
- ⑥ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可）
- ⑦ 使用印鑑届（様式4）
- ⑧ 直近2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3またはその3の3様式[法人]、又はその3の2様式[個人]）非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
- ⑨ 直近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行され

たもの：写し可）ただし、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

⑩ 共同体で申請する場合は委任状（様式5）及び協定書

※ 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記④～⑨を省略できることとします。

※ 共同体での参加の場合、②～⑨は各構成員分提出すること。

※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とします。

(参加者の決定等)

公募型プロポーザル参加資格決定通知書は、令和8年2月13日（金）付け（予定）で交付し、参加資格を満たさなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

(参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とします。

(2) 企画提案書類の提出

ア 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時30分まで

※ただし、本市の休日及び開庁日の午後0時15分から午後1時までを除く。

イ 提出書類

公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、次の書類を持参により大阪市浪速区役所市民協働課へ提出してください。（郵送・電子メール及びFAXは不可）

① 応募申請書（様式6）

② 企画提案書（様式7-1）

③ 事業の企画内容について（様式7-2）

④ 事業の実施体制について（様式7-3）

⑤ 類似事業の実績（様式7-4）

⑥ 費用の妥当性について（様式7-5）

⑦ 経費内訳書（様式7-6）

※提出部数 10部（正1部、副9部）

※提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行なわないでください。

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

4. 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 要（ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する）

保証人 否

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

	主な評価事項・審査の観点	配点
① 企画内容 (65点)	・全体として、事業趣旨を理解した提案となっているか	10点
	・「新たなつながりの拡充」の提案がされているか	
	・事業の企画運営段階から、新たな団体等（区民、地域活動団体、NPO、企業、行政など）が参画できる仕組みとなっており、かつ、効果的なアプローチ手法となっているか。	15点
	・企画内容に工夫や斬新なアイデアが取り入れられているか	10点
	・区民や各種団体等の参画を広く促す仕組み（誰もが参加しやすい事業）が構築されているか	10点
	・業務の効果目標が設定され、かつ設定された目標に妥当性がある提案となっているか	10点
② 事業の実施体制 (20点)	・提案した事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるかどうか	10点
	・事業実施に必要な知識や能力を有した人員を配置出来ているか	10点
③ 類似事業の実績 (5点)	・本業務と同種・類似した業務実績はあるか	5点
④ 費用の妥当性 (10点)	・提案された内容に見合った妥当な経費積算となっているか	5点
	・費用の積算根拠が明確に示されているか	5点
合計		100点

(2) 審査・選定方法

- ア 審査は、学識経験者等で構成する「選定会議」が上記の選定基準に基づき、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、全選定委員の平均評価点（以下、評価点）により最優秀事業者を選定します。なお、選定基準については次のとおりです。
- ・企画提案書をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定会議において、評価項目等に沿って審査をおこないます。
 - ・評価点が最も高い事業者を選定するものとします。
 - ・評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、「企画内容」の得点が高いものを選定し、それによってもなお同点の場合は「実施体制」の得点が高いものを選定します。
 - ・なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象としません。

イ 選定会議

日 時：令和8年3月3日（火）※時間については別途通知します。

- ・選定会議の詳細については、別途提案事業者へ連絡します。
- ・選定結果は、審査終了後速やかに全提案事業者に対して通知します。
- ・なお、審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受けません。

2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

- (1) 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章 1 参加資格」の要件に該当しなくなった場合
- (3) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (5) 企画提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (6) 経費見積額が「第1章 2 (1)」の委託上限金額を上回っている場合
- (7) 選定会議におけるプレゼンテーションを欠席した場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

第4章 契約、その他について

選定会議において決定された事業者は、事業実施にあたり、発注者と委託契約を締結します。契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、発注者と協議の上、別紙仕様書及び提出された企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

- ア 事業の進捗状況については、発注者の要請に基づき、随時報告してください。
- イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。
- ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

(3) その他

- ア 契約の締結は、令和8年度大阪市予算が発効した時とします。
- イ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。
- ウ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。
- エ 全ての提出物は返却しません。また期限後の書類の提出や差し替え等は認めません。

オ 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は大阪市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

カ 本事業受注者として選定された場合は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受注者の負担とします。